

令和7年4月1日～

宅地建物取引業免許申請及び宅地建物取引士資格登録等の

オンライン申請が可能となります！



宅地建物取引業法に基づく各種手続き（鳥取県所管分）について、国土交通省手続業務一貫処理システム（eMLIT）を利用して、オンラインでの申請が可能となります。（一部の申請を除く）

※従前どおり、紙による申請（窓口または郵送）も可能です。

対象手続き

【宅建業免許】

- 宅地建物取引業免許申請
- 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出
- 宅地建物取引業者免許証再交付申請・書換え交付申請
- 廃業等の届出
- 案内所等の届出
- 営業保証金等の届出

【宅建士登録】

- 宅地建物取引士資格登録申請
- 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請
- 宅地建物取引士登録移転申請・登録消除申請
- 宅地建物取引士死亡等届出
- 宅地建物取引士証交付申請
- 宅地建物取引士証再交付申請・書換え交付申請

※宅地建物取引士の講習受講申出書はオンライン申請対象外

システム利用にあたっての注意事項

・オンライン申請にあたっては、国土交通省手続業務一貫処理システム（eMLIT）にて対象手続きを検索してください。

・**eMLITを利用するにはアカウント登録が必要です。**

詳しくは国土交通省HPよりご確認ください。

【URL】

<https://e.mlit.go.jp/>



スマホからも
アクセスできます!⇒



申請時の注意点

<オンライン申請にあたって>

・従前の紙申請と同様に添付書類が必要となります。

※紙申請の場合と一部添付書類が異なる場合もございます。詳しくは鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課のホームページをご確認ください。

<手数料の納付について>

・手数料納入方法については、以下のとおりです。

宅建業者：本店所在地 宅建士：住所	申請窓口	納付方法
<東部地区> 鳥取市、岩美郡、 八頭郡	東部建築住宅事務所	申請前、もしくは申請後に、左記申請窓口にて納付書を入手のうえでお支払いいただき、控えを専用用紙に貼付け、eMLITにアップロードしてください。
<中部地区> 倉吉市、東伯郡	中部総合事務所 環境建築局建築住宅課	申請前、もしくは申請後に、左記申請窓口にて納付書又は手数料が印字されたバーコードを入手のうえでお支払いいただき、控えを専用用紙に貼付け、eMLIT上にアップロードしてください。
<西部地区> 米子市、境港市、 西伯郡、日野郡	西部総合事務所 環境建築局建築住宅課	
上記以外の地域	生活環境部 くらしの安心局 住宅政策課	eMLITにて申請いただいた後、納付書をご住所まで郵送いたします。その後、お支払いいただいた控えを専用用紙に貼付け、eMLITにアップロードしてください。

申請に必要な書類及び手数料納入方法の詳細については、
鳥取県くらしの安心局住宅政策課のホームページをご確認ください。

手続きに関する問い合わせ先

鳥取県住宅政策課 鳥取市東町一丁目220
電話 0857-26-7399 (受付時間:8:30~17:15)

システムに関する問い合わせ先

eMLITコールセンター
電話 03-4577-9227 (受付時間:8:00~18:15)
電子メール: helpdesk@e-mlit.mlit.go.jp